

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成30年2月7日（水）午前9時30分～午前10時10分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 16名

1番	岸野 敏夫	出
2番	高槻 祥治	出
3番	鳥越 幸男	出
4番	渡邊 卓司	出
5番	片山 悦志	出
6番	小野 孝一郎	出
7番	平井 康夫	出
8番	平井 忠行	出
9番	高月 周次郎	出
矢掛地区推進委員	林 義夫	出
美川地区推進委員	谷許 和昭	出
三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
山田地区推進委員	原野 尚徳	出
川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
中川地区推進委員	石井 博	出
小田地区推進委員	田邊 登	出

## 4. 議案日程

- (1) 議案第50号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (2) 議案第51号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第52号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (4) 議案第53号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

## 5. 会議の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は5番 片山委員さんと、6番 小野委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>50</u>号から議案第<u>53</u>号の<u>4</u>議案です。</p>
議 長	<p>議案第<u>50</u>号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>17</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。
6 番 委 員	<p>転用の申請です。申請人のお父様が亡くなられて新しく墓地を作りたいという事です。現地確認に行きましたら、既に整地されておりました。転用については、問題はないと思います。</p>
事 務 局	<p>補足ですが、現地確認時に既に造成されておりましたので、後から始末書を提出していただきました。あと、申請地の周辺の土地も農地ではなくなっておりましたので、その件につきましても来月に転用の申請をしていただくよう指導しています。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	以上 <u>1</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>51</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>6</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>30</u> 番から <u>33</u> 番は、互いに関連しますので、一括審議します。 地元委員さんの意見をお願いします。
1 番委員	30番から33番は、もとは4筆ですが分筆して各譲受人に譲り渡します。一部を、矢掛町の土地開発公社が買い造成します。残りの土地は、別の譲受人が倉庫を建てるという事です。この土地の、東側は県道、南側は住宅、西側は山林、北側は駐車場や倉庫です。造成を行っても周囲に影響を及ぼす事はないと考えます。雨水等についても問題はありません。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>30</u> 番から <u>33</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。  (異議なし)  異議がございませんので、事案番号 <u>30</u> 番から <u>33</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>34</u> 番、 <u>35</u> 番につきましては、互いに関連するため一括審議します。 地元委員さんの意見をお願いします。
中川地区 推進委員	譲渡人は県外にお住まいで、こちらにはほとんど帰ってこられません。譲渡人と譲受人は、親子です。34番は、お墓に行く為の駐車場が必要なので転用したいという事です。35番は、既に譲受人の家に隣接する駐車場として転用されておりますので、始末書を出していただいております。特に問題はないと思います。

<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>34</u> 番、<u>35</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>34</u> 番、<u>35</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 <u>6</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>議案第 <u>52</u> 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それではまず、別添資料「非農地判断の手続きについて（矢掛町農業委員会方針）」をご覧ください。</p> <p>(資料により説明)、</p> <p>それでは、今回の議案について説明します。</p> <p>集計表にありますとおり、今回対象となっている農地の、12地区、371筆、約18haで、そのうち非農地として判断したものは、319筆、約16haです。</p> <p>(各地区の一覧表、地図についての説明) 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明が終わりましたが、ご意見はございませんか。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>黄や緑の色が付いているのは、どういう土地ですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>皆さんに、現地確認をしていただいたリストに載っている土地は赤判定でした。その中で事務局でも確認させていただきました。周りに耕作地がある土地ですとか、数か所、耕作を始めますと申請があったところは外しています。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>

議 長	他に意見はございませんか。  (異議なし)
議 長	異議がございませんので、リストのとおり農地・非農地と判断することを議決します。
議 長	<b>議案第 53 号 農地法第 5 2 条に基づく賃借料情報の提供について</b> 議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	改正農地法が平成 21 年 12 月 15 日に施行され、標準小作料制度が廃止されました。代わりに、農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供を行うことが改正農地法第 5 2 条に明記されました。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、「農地の賃借料情報提供の手引き」にしたがい、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。  (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 農地法第 5 2 条に基づく賃借料情報の提供について、ご意見はありませんか。  (異議なし)
議 長	異議がございませんので、矢掛町賃借料情報について議決いたします。 農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報誌、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。
議 長	次に、報告事項について確認します。
議 長	<b>農地改良届について</b> 地元委員さんの確認報告をお願いします。
5 番委員	この土地は現在、耕作はされておられません。申請者は町外にお住まいです。湧水がひどいらしく、借り手もない状況です。排水工事をし、まさ土を入れて様子を見

議 長	<p>てみるという事で申請をされています。</p> <p><b>農地法第18条の規定による合意解約通知について</b></p> <p>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
1 番委員	<p>1 番は、先ほどの5条の転用申請の為の解約です。</p>
川面地区 推進委員	<p>2 番は、借受人がご高齢の為に解約されます。次に耕作される方が決まっております。</p>
”	<p>3 番も、借受人がご高齢の為に解約されます。こちらは、次の耕作者は決まっていないようです。</p>
中川地区 推進委員	<p>4 番は、借受人がもう耕作されないという事で解約されます。貸渡人は県外にお住まいですので、現在、耕作者を探しているところです。</p> <p>5 番は、3 筆です。借受人は、大規模に農業をされていましたが、ご高齢で体調不良の為に、解約されます。各筆、次に耕作される方は決まっています。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p>